

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

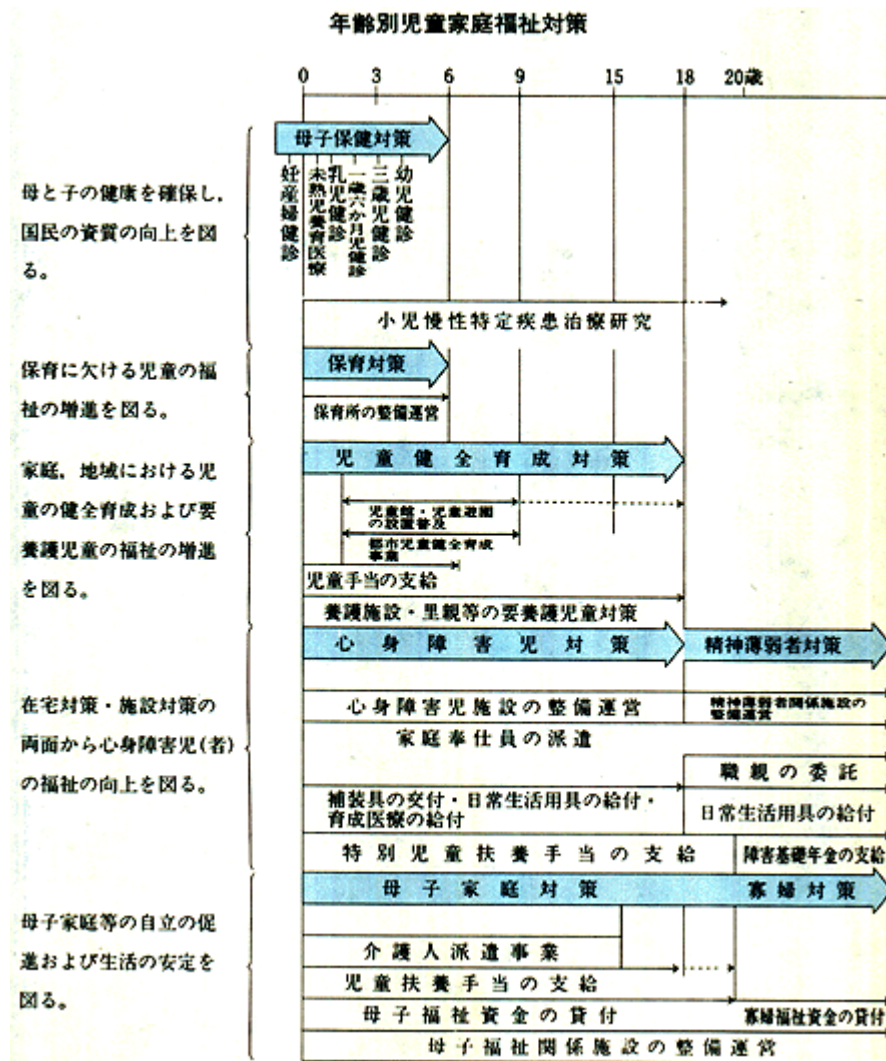
V 社会福祉

1 児童と家庭

(1) 概要

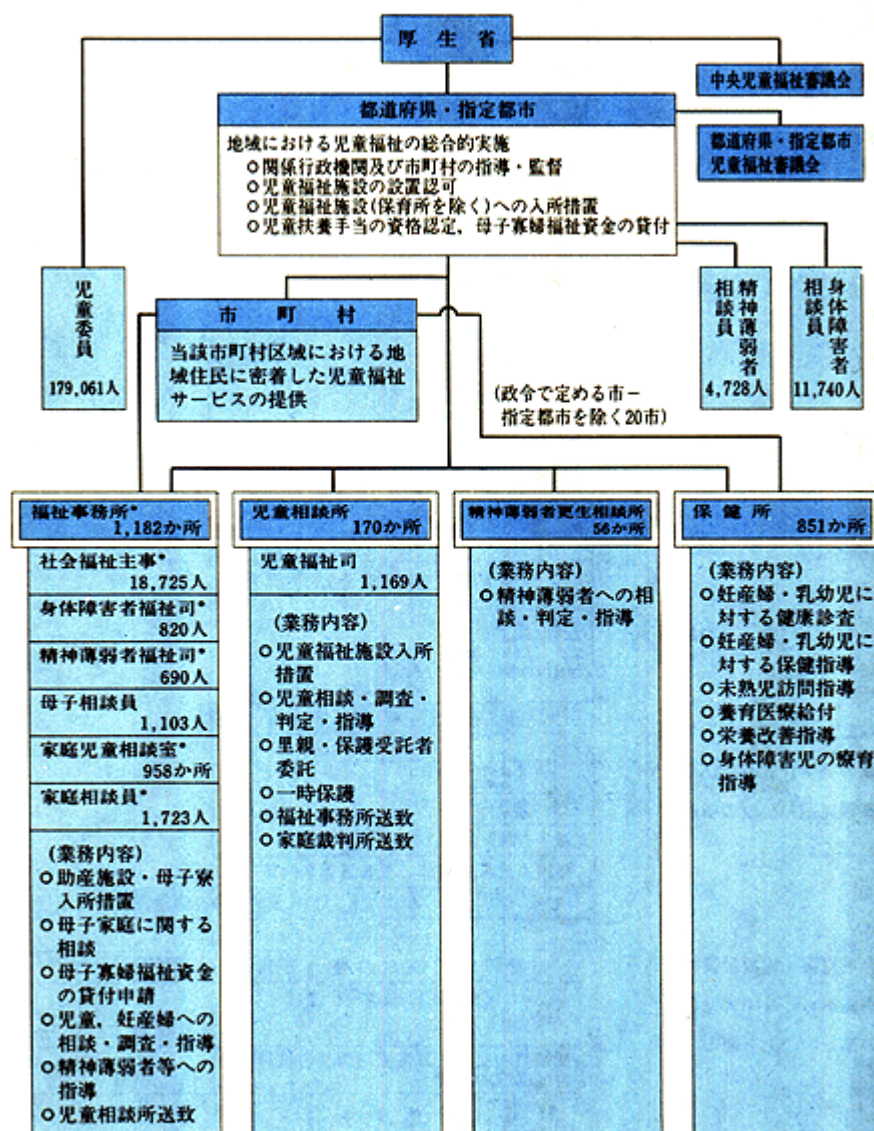
児童福祉の理念は、児童のより良い生活を保障するとともに、将来の社会を担う児童を心身ともに健全に育成することにある。

年齢別児童家庭福祉対策



児童福祉行政の機構図

児童福祉行政の機構図



(注) 施設数及び人員は昭和63年度末の数字である。ただし、※を付した数字は63年6月1日現在、児童相談所、児童福祉司の数は平成元年5月1日現在。精神障害者相談員は元年4月1日現在。



第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

V 社会福祉

1 児童と家庭

(3) 児童福祉施設

第V-1-2表 児童福祉施設の状況

第V-1-2表 児童福祉施設の状況
(昭和63年10月1日現在)

種 類	施 設 の 機 能	施設数	入所定員	入所人員	従事者数
児 童 福 祉 施 設		か所	人	人	人
助 産 施 設	妊産婦を入所させ、助産を受けさせる。	33,232	2,106,754	1,844,195	383,108
乳 児 院	乳児を入院させ、養育する。	670	5,470	・	40,733
母 子 寮	母子を入所させ、保護指導する。	120	3,980	2,734	3,626
保 育 所	保育に欠ける乳幼児を保育する。	336	6,737	12,889	1,901
養 護 施 設	保護者がいないなど家庭に恵まれない児童を入所させ、養育する。	22,776	2,009,774	1,767,275	306,105
心身障害児施設	心身障害児を入所させ、独立自活に必要な指導を行う。	538	34,619	28,876	12,084
虚 弱 児 施 設	身体の虚弱な児童を入所させ、健康増進を図る。	820	50,812	40,841	32,748
情緒障害児短期治療施設	軽度の情緒障害を有する12歳未満の児童を治療する。	33	2,007	1,601	742
教 護 院	不良行為などを行った児童を入所させ、生活指導・学習指導等を通じてその自立を図る。	13	650	495	322
児 童 館	集会室、遊戯室等を設け、児童の健全育成を図る。	57	4,912	2,373	1,905
児 童 遊 園	広場、遊具等を設け、児童の健全育成を図る。	3,746	・	・	15,710
精神薄弱者援護施設		4,123	・	・	7,965
精神薄弱者更生施設	18歳以上の精神薄弱者を入所させ、指導訓練を行う。	1,409	81,550	79,794	37,346
精神薄弱者授産施設	18歳以上の精神薄弱者を入所させ、主として職業指導を行う。	899	58,539	57,554	28,605
母 子 福 祉 施 設		510	23,011	22,240	8,741
母子福祉センター	母子家庭に対して各種の相談、指導を行う。	94	・	・	609
母子休養ホーム	母子家庭のレクリエーション等休養のための施設	67	・	・	349
母子保健施設		27	・	・	260
母子健康センター	母子保健に関する各種の相談・指導を行う。	590	・	・	
		590	・	・	

- (注) 1. 心身障害児施設とは、精神薄弱児施設、自閉症児施設、精神薄弱児通園施設、盲児施設、ろうあ児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児通園施設、肢体不自由児療護施設、重症心身障害児施設を一括したものである。
2. 児童福祉施設の入所定員及び入所人員は、助産施設及び母子寮を除く施設につき、それぞれ、合計したものである。
また、母子寮の入所定員は世帯数を計上している。
3. 母子健康センターについては、平成元年3月末日現在である。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉施設調査」及び厚生省児童家庭局調べ

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

V 社会福祉

1 児童と家庭

(4) 保育対策

全国的にみれば量的には保育所はほぼ充足しており,近年は人口急増地域等への対応及び多様化する保育需要(乳児保育,延長保育,障害児保育等)への対応(質的充実)が進められている。

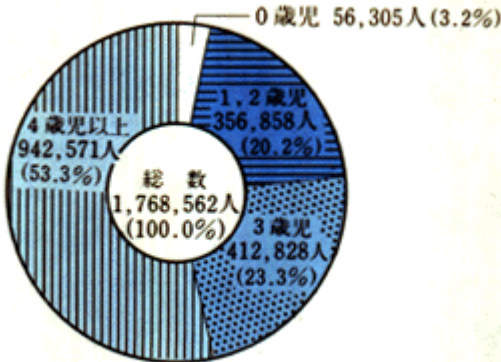
第V-1-3表 保育所の状況

第V-1-3表 保育所の状況					
年 度	保 育 所 数			保育所入所定員 (人)	保育所措置人員 (人)
	総 数 (か所)	公 営 (か所)	私 営 (か所)		
昭和50年度	18,009	11,387	6,622	1,676,720	1,561,397
55	21,960	13,275	8,685	2,128,190	1,940,793
60	22,899	13,600	9,299	2 081,126	1,770,466
63	22,781	13,463	9,318	2,009,419	1,684,958

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第V-1-4図 年齢別保育所措置状況

第V-1-4図 年齢別保育所措置状況 (平成元年3月1日現在)



資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第V-1-5表 夜間保育・延長保育・障害児保育の推移

第Ⅴ-1-5表 夜間保育・延長保育・障害児保育の推移（各年度末現在）

年次	昭和59年度	60	61	62	63
乳児保育（か所数）	2,321	2,596	2,998	3,320	3,738
延長保育（か所数）	297	372	370	411	487
夜間保育（か所数）	17	19	25	26	27
障害児保育（国庫補助対象人員）	3,743	3,993	4,493	4,870	4,870

資料：厚生省児童家庭局調べ

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

V 社会福祉

1 児童と家庭

(5) 児童の健全育成対策

児童の健全育成対策

(5) 児童の健全育成対策

子供を健やかに育てるための環境づくり	・場の提供——児童館・児童遊園等の整備 社会福祉施設の園庭開放 ・遊び活動の充実——中央児童福祉協議会による優れた児童文化財の推薦・児童劇巡回事業・こども映画祭・老人とのふれあい事業・自然とのふれあい事業 ・地域組織活動の育成——母親クラブ・児童育成クラブ等の強化・助成 ・相談事業——児童相談所・家庭児童相談室における相談援助活動・家庭支援相談等事業(こどもと家庭110番)・子ども家庭相談事業・すこやかテレホン事業・乳幼児健全育成相談事業
養護に欠ける児童の保護	・乳児院・養護施設等への入所 ・里親等への委託・自立相談援助事業
非行等の防止・保護・指導	・各種相談事業・地域児童健全育成事業 ・教護院・情緒障害児短期治療施設への入所

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

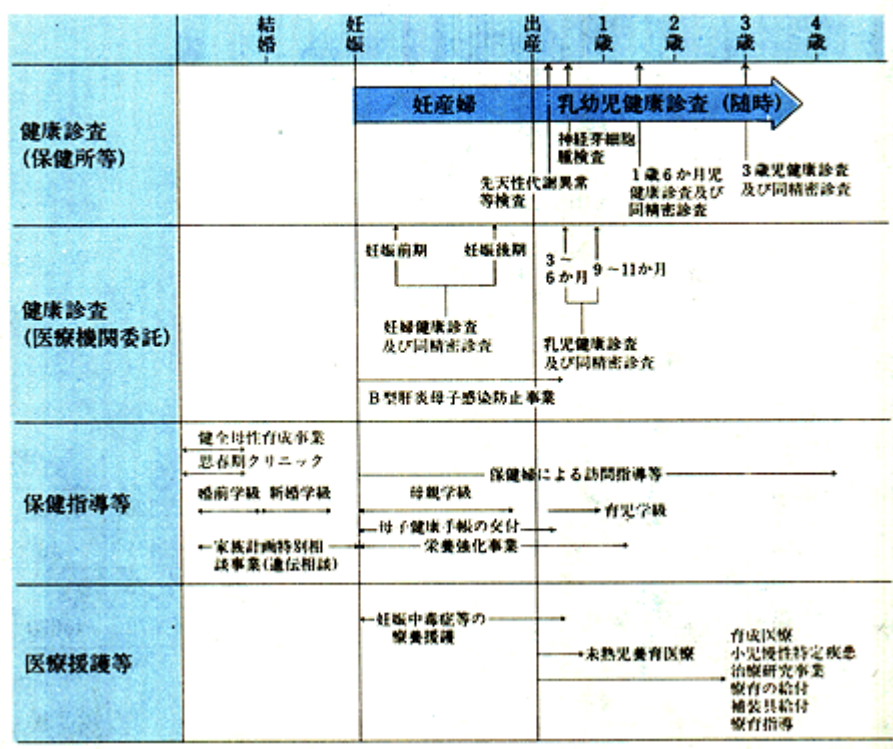
V 社会福祉

1 児童と家庭

(6) 母子保健対策

母子保健対策

(6) 母子保健対策



第V-1-6表 先天性代謝異常検査等実施状況

第V-1-6表 先天性代謝異常検査等実施状況

	年 度	出 生 数 (A) 人	受診者数 (B) 人	受 診 率 (B/A) %	患 者 数 (C) 人	発 見 率 (C/B)
先天性代謝異常検査 (昭和52年度～)	52～61	15,446,577	13,541,228	87.7	2,197	1/ 6,200
	62	1,331,407	1,339,534	100.6	228	1/ 5,900
	63	1,303,553	1,316,132	101.0	215	1/ 6,100
	総 数	18,081,537	16,196,894		2,640	1/ 6,100
先天性副腎過形成症検査 (昭和63年度)	63	301,117	200,917	66.7	16	1/12,600
	総 数	301,117	200,917		16	1/12,600
クレチン症検査 (昭和54年度～)	54～61	12,002,977	10,218,468	85.1	1,384	1/ 7,400
	62	1,331,407	1,338,823	100.6	223	1/ 6,000
	63	1,303,553	1,311,232	100.6	242	1/ 5,400
	総 数	14,637,937	12,868,523		1,849	1/ 7,000
神経芽細胞腫検査 (昭和59年度～)	59～61	4,265,221	1,957,049	45.9	141	1/13,900
	62	1,331,407	1,024,841	77.0	88	1/11,600
	63	1,303,553	1,036,740	79.5	123	1/ 8,400
	総 数	6,900,181	4,018,630		352	1/11,400

(注) 1. 出生数については、厚生省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

2. 2,000g以下の低体重児の再採血者が、受診者数に含まれることにより、受診率は100%を超えることがある。

資料：厚生省児童家庭局調べ

第V-1-7表 小児慢性特定疾患治療研究事業の対象疾患及び給付人数

第V-1-7表 小児慢性特定疾患治療研究事業の対象疾患及び給付人数

対 象 疾 患 及 び 実 施 年 度				給 付 人 数 (実人数)		
区 分	入 通 院 の 別		対象年齢18歳未満を20歳未満まで延長	昭和 61 年度	62	63
	入院	通 院				
悪 性 新 生 物	年度 46	年度 54	年度 59	人 17,686	人 18,513	人 19,856
慢 性 腎 疾 患	47	—	51	10,862	10,632	9,912
ぜ ん そ く	47	—	54	10,102	10,869	12,783
慢 性 心 疾 患	49	—	51	8,741	8,256	8,362
内 分 泌 疾 患	49	クレチン症43年度 下垂体性小人症53年度 思春期早発症57年度 その他58年度	一部対象 (下垂体性小人症 55年度)	16,803	18,154	20,662
膠原病	49	一部対象 (若年性関節リウマチ 56年度)	52	5,052	4,613	4,003
糖 尿 病	49	49	—	5,054	5,160	5,474
先天性代謝異常	43	43	—	5,869	6,220	6,588
血友病等血液疾患	44	44	52	5,691	6,452	8,198
計				85,860	88,869	95,838

(注) 本事業は、原則として18歳未満の児童で入院治療を必要とするものを対象者としている。

資料：厚生省児童家庭局調べ

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

V 社会福祉

1 児童と家庭

(7) 母子家庭等

第V-1-8表 母子家庭等になった理由別世帯数及び構成割合

第V-1-8表 母子家庭等になった理由別世帯数及び構成割合
(昭和63年11月1日現在)

	総 数	死 別			離 別			
		総 数	病 死	その他	折 総 数	離 婚	遺棄生 死不明	その他
母子家庭	世帯 849,200 (100.0)	252,300 (24.7)	196,800 (23.2)	55,500 (6.5)	596,900 (70.3)	529,100 (62.3)	21,100 (2.5)	46,600 (5.5)
寡婦	人 1,422,209 (100.0)	1,029,400 (72.4)	887,400 (62.4)	142,000 (10.0)	392,860 (27.6)	351,000 (24.7)	17,400 (1.2)	24,500 (1.7)
父子家庭	世帯 173,300 (100.0)	62,200 (35.9)	54,800 (31.6)	7,300 (4.2)	111,200 (64.1)	96,000 (55.4)	1,500 (0.8)	13,700 (7.9)

(注)

1. ()内は、構成割合 (%) を示す。
2. 母子家庭：現に児童 (20歳未満) を扶養している配偶者のない女子と児童のいる家庭
3. 寡 婦：児童 (20歳未満) を扶養していない30歳以上65歳未満の配偶者のない女子 (但し、未婚の者を除く。)
4. 父子家庭：現に児童 (20歳未満) を扶養している配偶者のない男子と児童のいる家庭

資料：厚生省児童家庭局「全国母子世帯等調査」(昭和63年度)

母子及び寡婦福祉対策

母子及び寡婦福祉対策

経 済 的 援 助	手当、年金の給付 { 死別—遺族年金、遺族基礎年金 { 生別—児童扶養手当 資金の貸付（母子福祉資金、寡婦福祉資金）
雇 用 促 進	母子家庭及び寡婦自立促進対策事業 売店等の設置の許可 たばこ小売人の優先指定
住 宅	公営住宅への配慮
生 活 指 導 等	母子寮 母子福祉センター 母子休養ホーム 母子相談員 母子家庭等介護人派遣事業
税 制	寡婦控除（所得税27万円、住民税26万円） 特別加算（ " 8万円、 " 4万円） 非課税限度額（住民税125万円） （住民税は平成2年4月以降の額）

児童扶養手当

児童扶養手当

目 的	離婚等により父がいない母子家庭の生活の安定と自立の促進に寄与することにより、児童の福祉の増進を図ること	
受 給 者	父母の離婚等により父と生計を同じくしない18歳未満（一定の障害のある場合は20歳未満）の児童を監護養育している母又はその他の者	
手当額（月額） （平成元年4月～）	児童1人の場合	35,100円
	児童2人の場合	40,100円
	3人以上児童1人の加算額	2,000円
所 得 制 限 （平成元年8月～）	受給者の前年の年収170万6千円未満（2人世帯） （170万6千円以上336万7千円未満の場合は、11,600円につき支給停止）なお、孤児等を養育する養育者については、前年の年収781万4千円未満（2人世帯）	
支 給 方 法	受給資格者の申請に基づき、都道府県知事が認定し、金融機関を通じて年3回（4月、8月、12月）支払う。 （ただし、昭和60年7月以前の認定を受けた受給資格者については、国が郵便局を通じて支払う。）	
支 給 状 況 （昭和63年度末）	受 給 者 数	618,128人
	支給理由別内訳	
	離 婚	506,615人
	死 別	23,167人
	未 婚 の 母 子	32,069人
	父 障 害	10,853人
	遺 棄	34,252人
	そ の 他	9,158人

父子福祉対策

父子福祉対策	
生活指導等	児童相談所等における相談指導 父子家庭介護人派遣事業 その他
税制	寡夫控除 ・子ども（所得が基礎控除(33万円)以下の者を有する父子家庭の父であって所得が300万円以下の者 ・控除額 所得税27万円 住民税26万円 (住民税は平成2年3月31日までは24万円)

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

V 社会福祉

1 児童と家庭

(8) 児童手当制度

児童手当制度

(8) 児童手当制度

支給対象児童	・第二子以降の児童
支給期間	・義務教育就学までの期間（小学校入学まで）ただし、就学猶予及び免除者は、その猶予又は免除された期間、支給。
手当額	・第二子：月額2,500円 第三子以降：月額5,000円
所得制限	・老齢福祉年金の本人所得制限並〔昭和57年度～平成2年度〕 （元年度：6人世帯収入ベース422.7万円）
特例給付	・所得制限強化により、手当を受けられなくなるサラリーマンについて、 全額事業主負担による児童手当と同額の給付〔昭和57年度～平成2年度〕 （所得制限元年度：6人世帯収入ベース670.0万円）
費用負担	・サラリーマン分 事業主：7/10，国：2/10，地方：1/10 ・自営業者分 国：2/3，地方：1/3 ・特例給付分 事業主：10/10

第V-1-9表 児童手当支給状況

第Ⅴ-1-9表 児童手当支給状況 (昭和63年度)

	受 給 者 数	支給対象児童数	支 給 額
	人	人	千円
総 数	3,248,556	3,898,549	148,477,037.5
うち特例給付	1,694,169	1,977,229	70,795,140
被 用 者	2,023,686	2,399,580	88,360,330
うち特例給付	1,257,606	1,466,062	52,452,895
非 被 用 者	737,519	924,100	39,290,695
公 務 員	487,351	574,869	20,826,012.5
うち特例給付	436,563	511,167	18,342,245

(注) 受給者数及び支給対象児童数は、平成元年2月末現在のものである。
資料：厚生省児童家庭局「昭和63年度児童手当事業年報」

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

V 社会福祉

2 心身障害者福祉

心身障害者に対する施策には、在宅サービス、施設サービスとがあるが、その目的とするところは、心身障害者のハンディキャップをできる限り軽減し、一般の人々と同様の生活を享受できるようにすることにある。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

V 社会福祉

2 心身障害者福祉

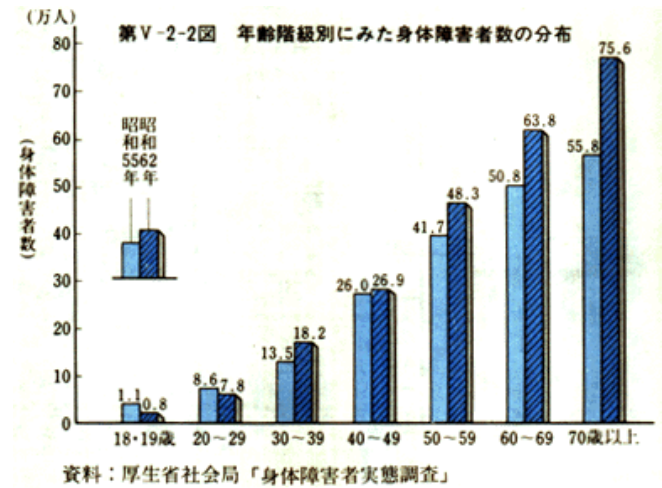
(1) 身体障害者

第V-2-1表 障害の種類・程度別身体障害者数と構成割合

	実 数 (千人)							
	総 数	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	不 明
55年2月 ('80)	1,997	293	355	337	381	265	244	101
構 成 比 (%)	100.0	14.8	17.9	17.0	19.3	13.4	12.4	5.1
62年2月 ('87)	2,413	475	448	408	458	326	236	62
構 成 比 (%)	100.0	19.7	18.6	16.9	19.0	13.5	9.8	2.6
62年／55年 (%)	122.1	161.1	126.2	121.1	120.2	123.0	96.7	61.4
62 年 内 訳								
視 覚 障 害	307	107	66	30	23	30	44	8
聴覚・言語障害	354	28	90	65	66	2	91	12
肢 体 不 自 由	1,460	186	291	246	308	294	100	33
内 部 障 害	292	154	1	67	60	—	—	10
(再掲)重複障害	156	55	37	25	15	10	4	10

資料：厚生省社会局「身体障害者実態調査」

第V-2-2図 年齢階級別にみた身体障害者数の分布



身体障害者福祉対策の概要-1

事業名		事業の概要
障害の軽減・補完、診査・更生相談対策	更生医療の給付	身体上の障害を軽くしたり除いたりするための医療 関節形成術、角膜移植術、穿孔閉鎖術、人工透析、ペースメーカーのうめ込み手術等 医療、生活、職業等の各種の相談、施設への紹介等
	訪問診査、更生相談	
	補装具の交付、修理	
補装具、日常生活用具の給付等	日常生活用具の給付等	身体上の障害を補うための用具の交付、修理 ○補装具の種類 (視覚障害) 盲人安全つえ、義眼、眼鏡、点字器 (聴覚障害) 補聴器 (言語機能障害) 人工喉頭 (肢体不自由) 義肢、装具、車いす、電動車いす、歩行車等 (ぼうこう又は直腸障害) ストマ用装具
	日常生活用具の給付等	
在宅介護対策	特別障害者手当等の支給	重度障害者の日常生活がより円滑に行われるための用具の給付等 (下肢・体幹障害) 浴槽、便器、特殊マット、入浴担架、特殊寝台、特殊尿器 (上肢障害) 特殊便器、電動タイプライター、電動歯ブラシ、ワードプロセッサ (視覚障害) 盲人用テープレコーダー、音声式体温計、時計、タイムスイッチ、カナタイプライター、電卓、点字タイプライター、電磁調理器 (聴覚障害) 聴覚障害者用屋内信号装置 (喉頭摘出) ガス警報機 (呼吸器機能障害) 酸素ボンベ運搬車 (カート) (じん臓機能障害) 透析液加温器 (共通) 火災警報機、自動消火器、緊急通報装置 (貨物品目) 福祉電話、ファックス 在宅の重度障害者で、日常生活において常時特別の介護を要する状態にある者に対し、特別障害者手当等を支給する。 ・特別障害者手当 (月額) 22,250円 ・障害児福祉手当 (月額) 12,100円 ・福祉手当 (経過措置分) (月額) 12,100円
	家庭奉仕員派遣	
	在宅重度身体障害者ショートステイ (短期保護) 事業	
社会参加促進、在宅リハビリテーション対策等	身体障害者相談員の設置	重度身体障害者を介護している保護者が疾病等によって家庭における介護が困難な場合、施設に一時保護する。 身体障害者の更生相談に応じ、必要な指導を行うとともに福祉事務所など関係機関の業務に対する協力、援護思想の普及を行う。 在宅障害者の社会活動への参加と自立を促進するための障害別メニュー事業 ・盲人向け、脳性まひ者向け、ろうあ者向け、人工肛門・人工ぼうこう造設者向け、共通サービス 障害者の住みよいまちづくりを推進するため、生活環境の改善、福祉サービスの体系的実施、心身障害児の早期療育体制の確立、市民啓発の各事業を総合的に実施する。 地域において就労等の機会が得られない在宅重度障害者が通所して、創作的活動、機能訓練、社会適応訓練等を行い、その自立と生きがいを高める。 就労の機会が得難い在宅重度障害者等を対象に小規模な通所による軽作業等の援護事業に対する補助 雇用困難又は生活に困窮する人を対象とし、必要な訓練を行い、職業を与えて自活させる施設 身体上の障害のため家庭で日常生活を営むのに支障のある者に対し、その日常生活に適するような居室その他の設備を利用して自立した生活を営む施設に対する運営費の補助 身体障害者の健康の維持、機能の回復、体力の向上等の効果を上げるとともに、社会生活への適応性の向上を図る。 視覚障害者福祉事業 (点字・声の図書事業等) 聴覚・言語障害者福祉事業 (手話通訳指導者養成研修事業等) 福祉機器開発普及等事業 全国身体障害者総合福祉センター運営事業等
	障害者社会参加促進事業	
	「障害者の住みよいまち」づくり	
	在宅障害者デイ・サービス	
	在宅重度障害者通所援護事業	
	身体障害者通所授産施設	
	身体障害者福祉ホーム運営事業	
	身体障害者スポーツの振興	
	障害別福祉事業 (委託事業)	

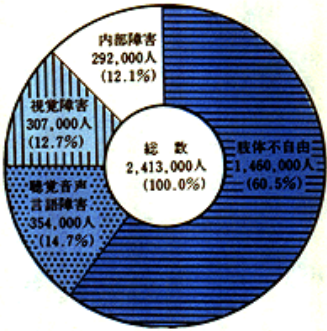
身体障害者福祉対策の概要-2

事業名		事業の概要
施設福祉対策	更生施設	
	1 肢体不自由者更生施設	障害の程度の如何にかかわらず相当程度の作業能力を回復しうる見込のある人を対象とし、更生訓練を行う施設（入所期間は1年）（45か所、2,029人）
	2 視覚障害者更生施設	あんま、はり、きゅう等職業についての知識技能、訓練を行う施設（入所期間2～5年）（16か所、1,614人）
	3 聴覚・言語障害者更生施設	更生に必要な治療及び訓練を行う施設（入所期間1年を原則）（3か所、175人）
	4 内部障害者更生施設	医学的管理の下に更生に必要な指導、訓練を行う施設（入所期間は1年）（14か所、717人）
	5 重度身体障害者更生援護施設	重度の肢体不自由者を入所させ、家庭復帰に必要な日常生活能力の回復に重点において各種のリハビリテーションを行う施設（入所期間おおむね5年以内）（61か所、4,121人）
	生活施設	
	6 身体障害者療養施設	身体上の著しい障害のため常時介護を必要とするが、家庭ではこれを受けることの困難な重度の障害者を入所させ、医学的管理の下に必要な保護を行う施設（194か所、12,151人）
	7 身体障害者福祉ホーム	身体上の障害のため家庭において日常生活を営むのに支障のある身体障害者が自立した生活を営む施設（5か所、75人）
	8 身体障害者授産施設	雇用困難又は生活に困窮する人を対象とし、必要な訓練を行い、職業を与えて自活させる施設（最終的には一般事務所に就職若しくは自営等で、自活させることを目的としているので、入所期間は一定ではない）（85か所、4,631人）
	9 重度身体障害者授産施設	重度の身体障害のため、ある程度の作業能力を有しながら、特別な設備と職員を準備しなければ、就業不可能な障害者を入所させ、施設内で自活させることを目的とする施設（118か所、7,430人）
作業施設	10 身体障害者通所授産施設	身体障害者授産施設の一つであり、内容は8と同じであるが、利用者は通所者に限られる（95か所、2,287人）
	11 身体障害者福祉工場	生産能力があっても、通勤事情等のため、一般の企業に就職することの困難な車いす障害者等のための工場（23か所、1,365人）
事業名		事業の概要
地域利用施設	12 身体障害者福祉センター（A型）	身体障害者の各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上、スポーツ、レクリエーションなど保健・休養のための施設（29か所）
	13 身体障害者福祉センター（B型）	外出や就労の機会が得られない在宅重度障害者が通所して、創作活動、軽作業、日常生活訓練等を行うための施設（153か所）
	14 在宅障害者デイ・サービス施設	創作的活動重点型の在宅障害者デイ・サービス事業を行うための施設
	15 障害者更生センター	障害者、家族、ボランティア等が気軽に宿泊、休養するための施設（8か所）
	16 点字図書館	盲人の求めに応じて点字刊行物や声の図書の閲覧貸出しを行う施設（74か所）
	17 点字出版施設	点字刊行物を出版する施設（13か所）
	18 補装具製作施設	補装具の製作又は修理を行う施設（28か所）
	19 盲人ホーム	あんま、はり、きゅう等盲人の職業生活の便宜を図るために施設を利用させ、技術の指導を行う施設（30か所）
	進行性筋萎縮症者の援護	進行性筋萎縮症者の治療、訓練等のため国立療養所及び社会福祉法人等医療機関に委託して行う。

注）事業の概要の欄の（ ）内は昭和63年10月1日現在の施設数、定員
資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉施設調査」

第V-2-3図 障害の種類別にみた身体障害者数

第Ⅴ-2-3図 障害の種類別にみた身体障害者数 (昭和62年)



資料：厚生省社会局『身体障害者実態調査』

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

V 社会福祉

2 心身障害者福祉

(2) 心身障害児(者)

1) 全般

精神薄弱児(者)及び18歳未満の身体障害児に対しては,在宅対策,施設対策の両面から種々の福祉施策が行われている。

心身障害児（者）対策

心身障害児(者)対策

		乳幼児期 0歳	6歳	少年期 15歳	18歳	成年期(精神薄弱者のみ) 20歳
発生予防	発生予防	……………妊産婦健診等				
	早期発見	……………先天性代謝異常等検査 健康診査(乳幼児, 1歳6か月児, 3歳児)				
在宅対策	早期療育	保健所, 児童相談所等による相談指導 心身障害児総合通園センター 育成医療 心身障害児…………… 通園事業 障害児保育…………… 通園施設…………… (肢体不自由児, 難聴幼児, 精神薄弱児) 補装具の交付(修理)……………				
	福祉	在宅重度精神薄弱者訪問診査事業 日常生活用具の給付 家庭奉仕員の派遣 児童相談所・家庭児童相談室……………精神薄弱者更生相談所・福祉(福祉事務所)による相談指導 精神薄弱者相談員, 民生(児童)委員……………事務所等による相談指導 民間団体による相談指導 身体障害者手帳, 療育手帳の交付 心身障害児・者歯科診療事業 心身障害児(者)施設地域療育事業(緊急保護等)…………… 精神薄弱者更生施設(通所)…………… 精神薄弱者授産施設(通所)…………… 精神薄弱者通所援助事業…………… 精神薄弱者地域生活援助事業(グループホーム)…………… 重症心身障害児通園モデル事業……………				
	就労関連策	職親…………… 精神薄弱者福祉工場…………… 精神薄弱者通勤寮…………… 精神薄弱者福祉ホーム…………… 精神薄弱者社会自立促進モデル事業……………				
	手当・年金	特別児童扶養手当の給付…………… 障害基礎年金の給付…………… 障害児福祉手当の給付……………特別障害者手当の給付…………… 心身障害者扶養保険制度……………				
施設対策	施設	精神薄弱児(自閉症児)施設……………(重度)…………… 精神薄弱者更生施設(入所)…………… 精神薄弱者授産施設(入所)…………… 精神薄弱者自活訓練事業……………				
	施設	盲ろうあ児施設…………… 肢体不自由児施設……………(重度)…………… 重症心身障害児施設…………… 国立療養所進行性筋萎縮症児委託病床…………… 国立療養所重症心身障害児委託病床……………				
	施設					
	施設					
	施設					
	施設					

(注) 心身障害児(者)とは, 身体障害児(18歳未満), 精神薄弱児(18歳未満), 精神薄弱者(18歳以上)及び身体障害と精神薄弱の重複した者(全年齢)を総称する用語である。

第V-2-4表 心身障害児(者)関係施設等の数,定員及び入所児(者)数

第Ⅴ-2-4表 心身障害児(者)関係施設等の数、定員及び入所児(者)数
(昭和63年10月1日現在) (単位:か所,人)

	施設数	入所定員	入所人員	従事者数
精神薄弱児施設	313	20,530	17,485	11,016
自閉症児施設	8	380	318	588
精神薄弱児通園施設	216	7,847	6,059	3,526
盲児施設	24	1,247	459	447
ろうあ児施設	20	1,179	327	341
難聴幼児通園施設	27	905	729	427
肢体不自由児施設	72	8,682	6,678	7,010
肢体不自由児通園施設	72	3,050	2,202	1,282
肢体不自由児療護施設	8	425	271	231
重症心身障害児施設	60	6,567	6,313	7,880
国立療養所重症心身障害児委託病床	80	8,080	7,582	—
国立療養所進行性筋萎縮症児委託病床	27	2,140	1,304	—
心身障害児通園事業	222	4,440	—	—
精神薄弱者更生施設(入所)	794	54,648	53,985	27,200
〃(通所)	105	3,891	3,569	1,405
精神薄弱者授産施設(入所)	167	10,703	10,528	4,682
〃(通所)	343	12,308	11,712	4,059
精神薄弱者通所寮	99	2,365	2,244	566
精神薄弱者福祉ホーム	34	369	307	86
精神薄弱者通所援護事業	195	—	—	—

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉施設調査」及び厚生省児童家庭局調べ

2) 身体障害児

第Ⅴ-2-5表 障害の種類・年齢階級別にみた身体障害児数と構成割合

第Ⅴ-2-5表 障害の種類・年齢階級別にみた身体障害児数と構成割合

	総数	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～17歳
昭和45年10月 (構成比%)	93,800人 (100.0)	14,000 (14.9)	25,600 (27.3)	33,400 (35.6)	20,900 (22.3)
62年2月 (構成比%)	92,500人 (100.0)	12,400 (13.4)	26,800 (29.0)	31,900 (34.5)	21,400 (23.1)
62年/45年(%)	98.6	88.6	104.7	95.5	102.4
62年2月内訳					
視覚障害	5,800人	800	1,800	2,700	400
聴覚・言語障害	13,600	1,900	4,300	5,800	1,600
肢体不自由	53,300	5,800	13,600	18,300	15,600
内部障害	19,800	3,900	7,000	5,100	3,800
重複障害(再掲)	6,600	400	1,200	2,700	2,300

資料：厚生省児童家庭局「身体障害児実態調査」

第Ⅴ-2-6表 等級別身体障害児の状況

第V-2-6表 等級別身体障害児の状況

	総数	1級	2級	3級	4級	5級	6級	不明
昭和45年10月 (構成比%)	93,800 (100.0)	13,000 (13.9)	18,300 (19.5)	12,200 (13.0)	14,000 (14.9)	8,900 (9.5)	10,300 (11.0)	17,200 (18.3)
62年2月 (構成比%)	92,500 (100.0)	25,300 (27.4)	19,000 (20.5)	20,600 (22.3)	6,600 (7.1)	4,700 (5.1)	2,700 (2.9)	13,600 (14.7)
62年/45年 (%)	98.6	194.6	103.8	168.9	47.1	52.8	26.2	79.1
62年2月内訳								
視覚障害	5,800	1,900	400	400	400	800	—	1,900
聴覚・言語障害	13,600	—	5,800	3,500	—	—	1,200	3,100
肢体不自由	53,300	14,800	12,800	11,300	3,900	3,900	1,500	5,100
内部障害	19,800	8,600	—	5,400	2,300	—	—	3,500
重複障害(再掲)	6,600	2,700	1,500	800	400	—	—	1,200

資料：厚生省児童家庭局「身体障害児実態調査」

3) 精神薄弱児(者)

第V-2-7表 精神薄弱児(者)に対する療育手帳の交付台帳登載数

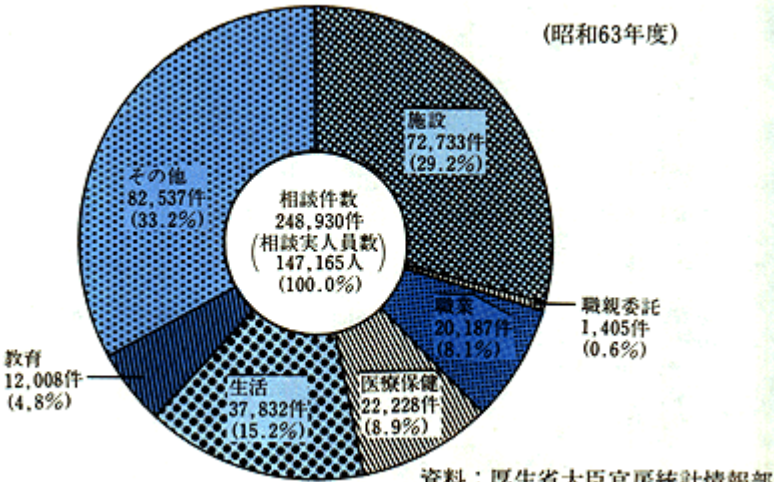
第V-2-7表 精神薄弱児(者)に対する療育手帳の交付台帳登載数
(昭和63年度末現在)

	総数	18歳未満	18歳以上
総数	353,201	116,972	236,229
A(重度)	174,448	58,479	115,969
B(中程度)	178,753	58,493	120,260

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第V-2-8図 福祉事務所における精神薄弱者相談の相談内容別取り扱い件数

第V-2-8図 福祉事務所における精神薄弱者相談の相談内容別取扱件数



資料：厚生省大臣官房統計情報部
「社会福祉行政業務報告」

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

V 社会福祉

2 心身障害者福祉

(3) 特別児童扶養手当

特別児童扶養手当

目 的	精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給することにより児童の福祉の増進を図る。		
受 給 者	20歳未満で精神又は身体に中程度以上の障害を有する児童を家庭で監護、養育している父母又はその他の者		
手当額（月額） （平成元年4月～）	1 級（重度）	42,600円	
	2 級（中度）	28,400円	
所 得 制 限	受給者の前年の年収612万円未満（4人世帯）		
支 給 方 法	受給資格者の申請に基づき、都道府県知事が認定し、国が郵便局を通じて年3回（4月、8月、12月）支払う。		
支 給 状 況 （昭和63年度末）	支給対象児童数	129,388人	
	障害種別	精神薄弱	66,519人
		身体障害	56,543人
		そ の 他	6,326人

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

V 社会福祉

2 心身障害者福祉

(4) 特別障害者手当

特別障害者手当

(4) 特別障害者手当

目 的	特別障害者に対して、所得保障の一環として重度の障害のため必要となる特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより特別障害者の福祉の向上を図る。
支 給 対 象 者	精神又は身体に重度の障害を有するため日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の者
手当額 (月額)	22,250円
所 得 制 限	受給資格者の前年の収入 396.4 万円 (2 人世帯) 扶養義務者等の前年の収入 876 万円 (6 人世帯)
支 給 方 法	受給資格者の申請に基づき、都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長が認定し、金融機関等を通じて年 4 回 (2 月、5 月、8 月、11 月) 支払う。
支 給 状 況 (昭和63年度末)	受給者数69,415人

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

V 社会福祉

2 心身障害者福祉

(5) 障害児福祉手当

障害児福祉手当

(5) 障害児福祉手当

目 的	重度障害児に対して、その障害のため必要となる特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより重度障害児の福祉の向上を図る。
支 給 対 象 者	精神又は身体に重度の障害を有するため日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の者
手当額 (月額)	12,100円
所 得 制 限	受給資格者の前年の収入 396.4 万円 (2人世帯) 扶養義務者等の前年の収入 876 万円 (6人世帯)
支 給 方 法	特別障害者手当と同じ
支 給 状 況 (昭和63年度末)	受給者数 54,592人

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

V 社会福祉

2 心身障害者福祉

(6) 福祉手当(経過措置分)

福祉手当(経過措置分)

(6) 福祉手当 (経過措置分)

目 的	重度障害者に対して、その障害のため必要となる特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより重度障害者の福祉の向上を図る。
支 給 対 象 者	20歳以上の従来の福祉手当の受給資格者のうち、特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ、障害基礎年金も支給されないもの
手 当 額 (月 額)	12,100円
所 得 制 限	受給資格者の前年の収入 396.4万円 (2人世帯) 扶養義務者等の前年の収入 876 万円 (6人世帯)
支 給 方 法	特別障害者手当と同じ
支 給 状 況 (昭和63年度末)	受給者数 85,694人

第2編

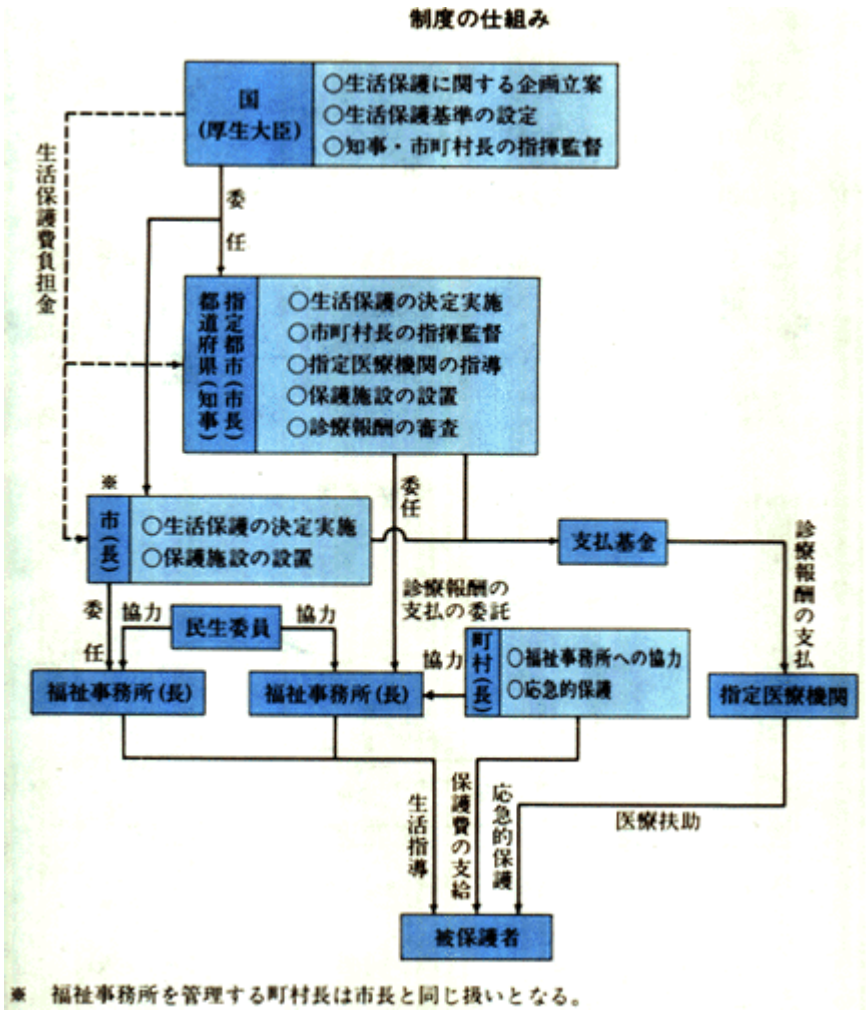
第1部 制度の概要及び基礎統計

V 社会福祉

3 生活保護

生活保護制度は,憲法第25条の理念に基づき,何らかの原因で生活困窮に陥り自分の力では生計を維持できない者に対して,国の責任において健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに,併せてその自立を助長することを目的とする制度である。

制度の仕組み



第V-3-1表 生活扶助基準額の推移

第V-3-1表 生活扶助基準額の推移

実施年度	夫婦子1人世帯・1級地		消費支出の格差(1人当たり)
	基準額	対前年度比	被保護勤労者世帯 一般勤労者世帯 (全国)
昭和40年度	14,129円	—%	—%
50	58,440	—	55.8
60	124,487	102.9	67.6
61	126,977	102.0	68.6
62	129,136	101.7	68.5
63	130,944	101.4	68.3
平成元年度	136,444	104.2	—

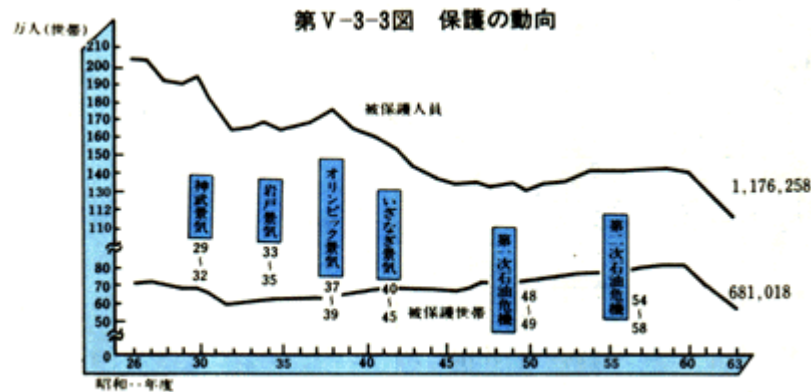
(注) 1. 夫婦子1人世帯とは、33歳男・29歳女・4歳子で構成されている世帯である。
2. 昭和62年度以降は、1級地—1の生活扶助基準額である。
資料：厚生省社会局調べ（各年度4月1日の数値）

第V-3-2表 世帯類型別生活扶助基準月額(平成元年度・1級地-1)

世帯類型	老人単身世帯 (70歳女)	老人2人世帯 (72歳男, 67歳女)	母子3人世帯 (30歳女, 9歳子, 4歳子)
基準額	82,065円	117,336円	158,023円

(注) 各世帯類型に該当する加算額を含む。

第V-3-3図 保護の動向



資料 厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

＊ 昭和63年度の1か月平均扶助別人員は次のとおりである。(単位：万人)

被保護人員	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	医療扶助	その他の扶助
118	104	84	18	79	0.4

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

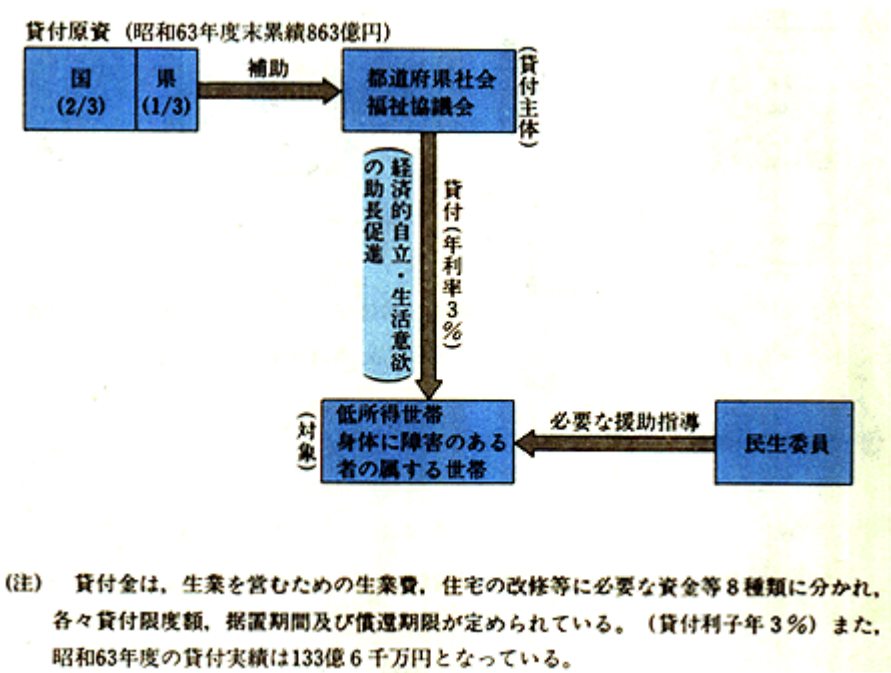
V 社会福祉

4 その他の社会福祉

(1) 世帯更生資金貸付制度

世帯更生文金貸付制度は,低所得世帯等に対し,資金の貸付けと民生委員等が必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図り,安定した生活を営ませようとする制度である。

世帯更生資金貸付制度



第V-4-1表 貸付条件及び貸付実績(例)

	貸 付 条 件 (平成元年度)			貸 付 実 績 (昭和63年度 貸付金額)
	貸 付 限 度 額	据置期間	償還期限	
更 生 資 金	生業費 (特別) 円以内 2,000,000	1 年	7 年	2,348百万円
住 宅 資 金	1,100,000 (特別 1,800,000)	6 月	6 年 (特別7年)	2,604百万円
修 学 資 金	修学費高校 月23,000	6 月	20 年	4,920百万円

資料：厚生省社会局調べ

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

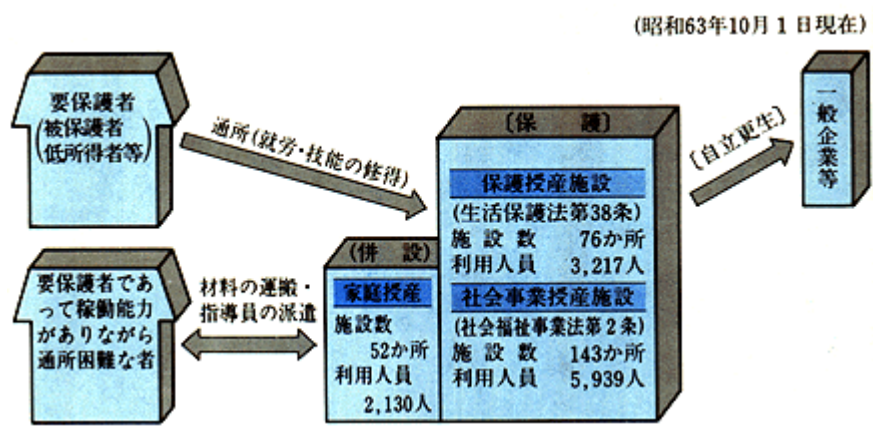
V 社会福祉

4 その他の社会福祉

(2) 授産施設

授産施設は、身体上若しくは精神上の理由又は家庭上の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会を与えて、その自立を助長することを目的とする施設である。(昭和63年10月1日現在)

授産施設



第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

V 社会福祉

4 その他の社会福祉

(3) 消費生活協同組合

消費生活協同組合(生協)は、一定の地域又は職域を活動区域として、消費者自らがその生活の文化的、経済的改善向上を図るため自発的に組織する協同組織体で、ある。

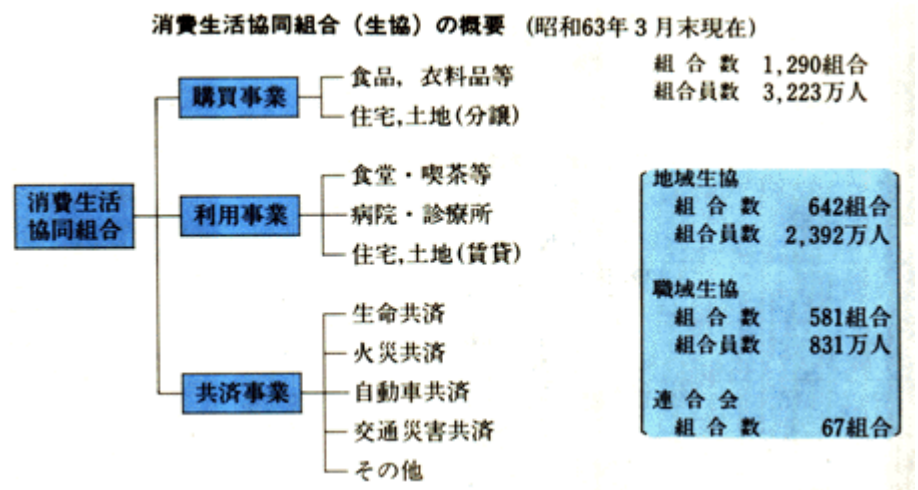
生協については、「消費生活協同組合資金の貸付に関する法律」に基づく設備資金の貸付け等の措置が講じられているほか、農業協同組合等の他の協同組合等と同様に、税制上、法人税率の軽減等の各種の優遇措置が講じられている。

第V-4-2表 生協の組合数等の推移

第V-4-2表 生協の組合数等の推移					
	組 合 数 (連合会を含む)	組合員数	購 買 事 業 年間事業高	利 用 事 業 年間事業高	共 済 事 業 共済掛金額
昭和57年度	1,308組合	2,514万人	1兆3,102億円	1,851億円	1,573億円
58	1,299	2,672	1 4,528	1,925	1,760
59	1,318	2,837	1 6,170	1,963	2,255
60	1,308	2,980	1 8,052	2,096	2,690
61	1,280	3,087	1 9,381	2,429	3,099
62	1,290	3,223	2 0,674	2,595	3,648

資料：「消費生活協同組合(連合会)実態調査」

消費生活協同組合(生協)の概要(昭和63年3月末現在)



厚生白書 (平成元年版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

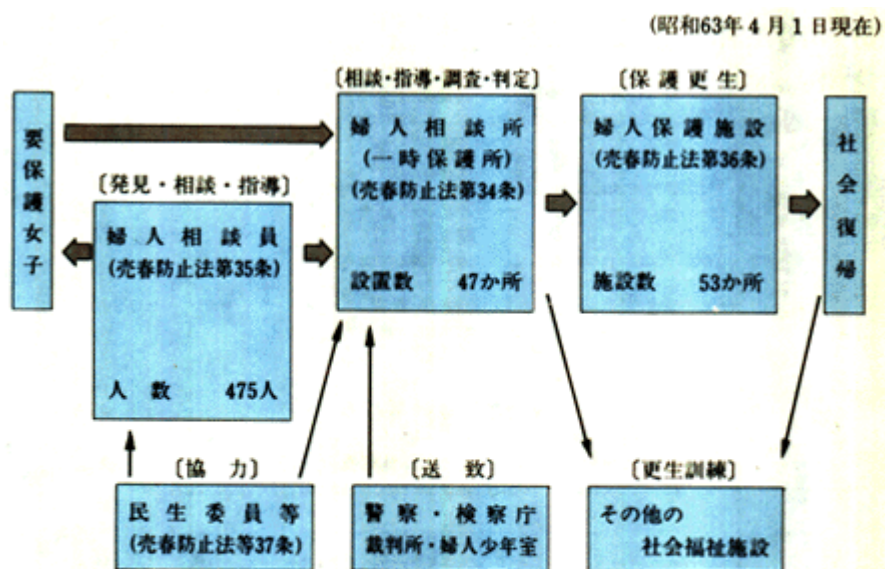
V 社会福祉

4 その他の社会福祉

(4) 婦人保護事業

売春防止法による要保護女子(性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子)の保護更生に関する業務は、婦人相談所、婦人相談員及び婦人保護施設などが中心となって実施している。

婦人保護事業



(注) 昭和63年度中に婦人相談員、婦人相談所が相談を受付けた要保護女子は74,442人であり、その相談経路別状況は、本人自身の来所によるものが70.8%でもっとも多く、次いで他の相談機関からの送致が10.5%となっており、警察・法務関係からの送致は2.0%となっている。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

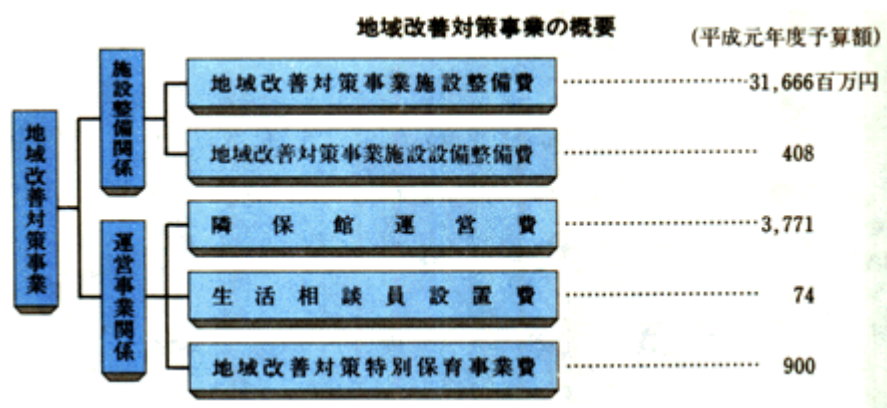
V 社会福祉

4 その他の社会福祉

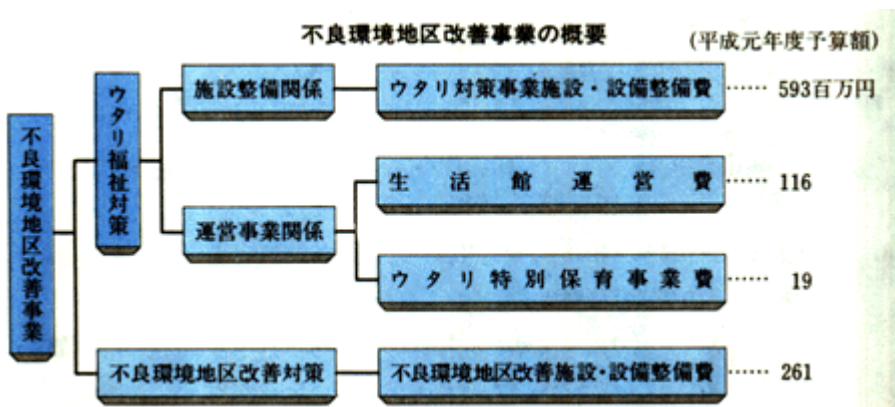
(5) 地方改善事業

地域改善対策対象地域及び不良環境地区(北海道のウタリ集落,産炭地並びに漁村スラム等)の環境改善を図るため厚生省はこれらの地域における生活環境の施設整備及び福祉の向上等の推進に努めている。地域改善対策については,「地域改善対策特別措置法(57年法律第16号)」の失効に伴い,過去18年間にわたる特別法に基づく対策の成果等を踏まえ基本的見直しを行い,昭和62年度以降見込まれる事業について可能な限り一般対策へ移行させるとともに特に必要な事業の円滑な実施を図るため「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(62年法律第22号)」が昭和62年4月1日から5年間の最終時限立法として制定され,同法に基づき地域改善対策事業の推進が図られているところである。

地域改善対策事業の概要



不良環境地区改善事業の概要



(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第2編

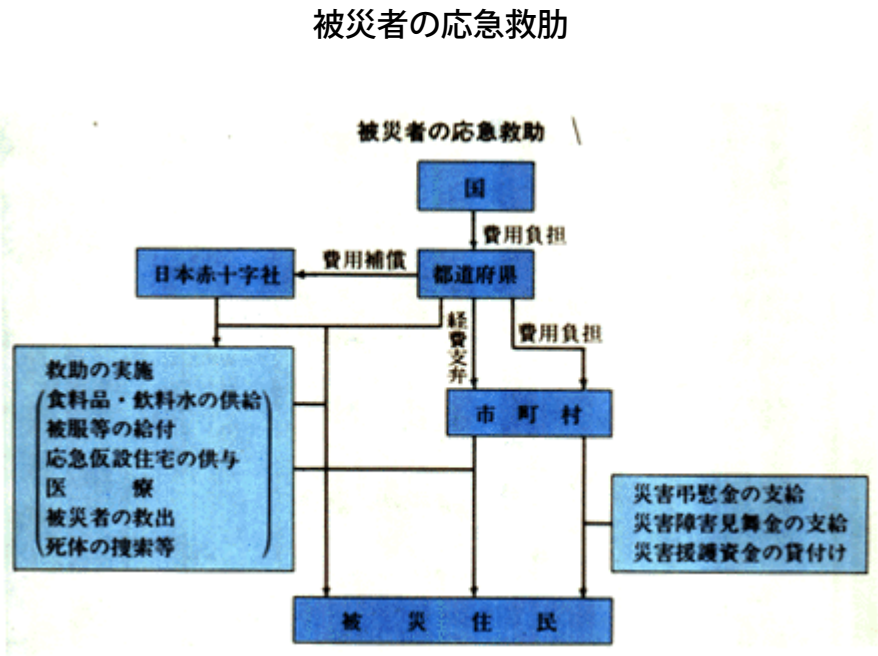
第1部 制度の概要及び基礎統計

V 社会福祉

4 その他の社会福祉

(6) 災害救助等

災害救助法は、一定規模以上の災害が発生した場合、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的としており、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に応急救助を実施するものである。



第V-4-3表 災害救助法適用災害

第Ⅴ-4-3表 災害救助法適用災害（昭和63年度）

災 害 救助法 適 用 年 月 日	災 害 の 種 類	都道府 県 名	適用市町村数					適用 条 項	人的被害(人)				住 家 の 被 害 (世帯)					
			市	区	町	村	計		死者	行方 不明	負傷	計	全壊 流失	半壊	一部 破損	床上 浸水	床下 浸水	計
63 5.3	5.3からの大雨	長崎県	1				1	1号							5	199	939	1,143
63 5.3	5.3からの大雨	熊本県	1		3		4	1号	1	1	8	10	38	68	18	1,375	1,350	2,849
63 5.4	7.11からの集中豪雨	鳥取県	1				1	1号	2	3	14	19	84	101	91	1,998	3,340	5,614
63 7.15	7.11からの集中豪雨	広島県			1		1	1号	7	4		11	22	13	7	43	90	175
63 7.21	8.25夕からの大雨	北海道	1		2		3	1号								561	2,703	3,264
63 8.26	9.6の大雨	和歌山県	1				1	1号								225	1,401	1,626
63 8.27	そ の 他																	
63 9.6																		
63年度計			5		6		11		10	8	22	40	144	182	121	4,401	9,823	14,671

資料：厚生省社会局調べ

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

V 社会福祉

4 その他の社会福祉

(7) 老人,障害者,母子に関する税制上の措置

老人,障害者,母子に関する税制上の措置

(7) 老人、障害者、母子に関する税制上の措置

(平成元年度)

	老 人	障 害 者	母 子
人 的 控 除	○ 老年者控除 ・ 本人が65歳以上 ・ 合計所得金額1,000万円以下 所得税:50万円、住民税:48万円 ○ 老人配偶者控除 ・ 70歳以上の控除対象配偶者 所得税:45万円、住民税:29万円 ○ 老人扶養控除 ・ 70歳以上の扶養親族 所得税:45万円、住民税:29万円 ○ 同居老親等扶養控除 ・ 老人扶養親族たる直系尊属を同居扶養 所得税:10万円、住民税:4万円 ○ 同居特別障害者扶養控除 ・ 特別障害者たる寝たきり老人、痴呆老人等を同居扶養 所得税:30万円、住民税:8万円	○ 障害者控除 ・ 身体障害者手帳の交付を受けている者 ・ 児童相談所等で精神障害者とされた者 ・ 寝たきり老人、痴呆老人等で福祉事務所の認定を受けている者 ・ 一定の精神障害者で、都道府県知事等から証明書の交付を受けている者 等 所得税:27万円、住民税:24万円 ○ 特別障害者控除 ・ 身体障害の程度が1、2級の者 ・ 児童相談所等で重度の精神障害者とされた者 ・ 寝たきり老人、痴呆老人等上記の者に準ずるものとの福祉事務所の認定を受けている者 ・ 重度の精神障害者で、都道府県知事等から証明書の交付を受けている者 等 所得税:35万円、住民税:26万円 ○ 同居特別障害者扶養控除 ・ 特別障害者を同居扶養 所得税:30万円、住民税:8万円	○ 寡婦控除 ・ 夫と死別し若しくは生別した者で扶養親族又は合計所得金額が35万円以下の子を有するもの ・ 夫と死別した者で合計所得金額が300万円以下のもの 所得税:27万円、住民税:24万円 ○ 寡婦特別加算 ・ 夫と死別し若しくは生別した者で扶養親族である子を有し、かつ、前年の合計所得金額が300万円以下のもの 所得税:8万円 ○ 寡夫控除 ・ 妻と死別し若しくは生別した者で扶養親族又は合計所得金額が35万円以下の子を有し、かつ、合計所得金額300万円以下のもの 所得税:27万円、住民税:24万円
その他の所得税上の措置	○ 住民税の非課税限度 ・ 前年の合計所得金額125万円以下の老年者は非課税 ○ 利子等の非課税 ・ 65歳以上 ・ 郵便貯金300万円、貯金300万円、公債300万円の計900万円の利子等は非課税 ○ おむつ代の医療費控除 ・ 傷病により概ね6か月以上寝たきり状態にあり、医師がおむつの使用が必要と認めた者	○ 住民税の非課税限度 ・ 前年の合計所得金額125万円以下の障害者は非課税 ○ 利子等の非課税 ・ 身体障害者手帳の交付を受けている者 ・ 療育手帳の交付を受けている者 ・ 障害年金の受給者 等 ○ おむつ代の医療費控除 ・ 同 左 ○ ストマ用装具代の医療費控除	○ 住民税の非課税限度 ・ 前年の合計所得金額125万円以下の寡婦は非課税 ○ 利子等の非課税 ・ 遺族年金の受給者たる妻 ・ 児童扶養手当の受給者たる児童の母
相続税・贈与税		○ 障害者控除 ・ 6万円×(70歳に達するまでの年数)の税額控除 ○ 特別障害者控除 ・ 12万円×(70歳に達するまでの年数)の税額控除 ○ 特別障害者扶養信託契約の信託受益権の贈与税の非課税 ・ 6,000万円までは非課税	
その他		○ 身体障害者等の使用する自動車に係る税の減免 ・ 自動車税の減免 ・ 軽自動車税の減免 ・ 自動車取得税の減免	

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

V 社会福祉

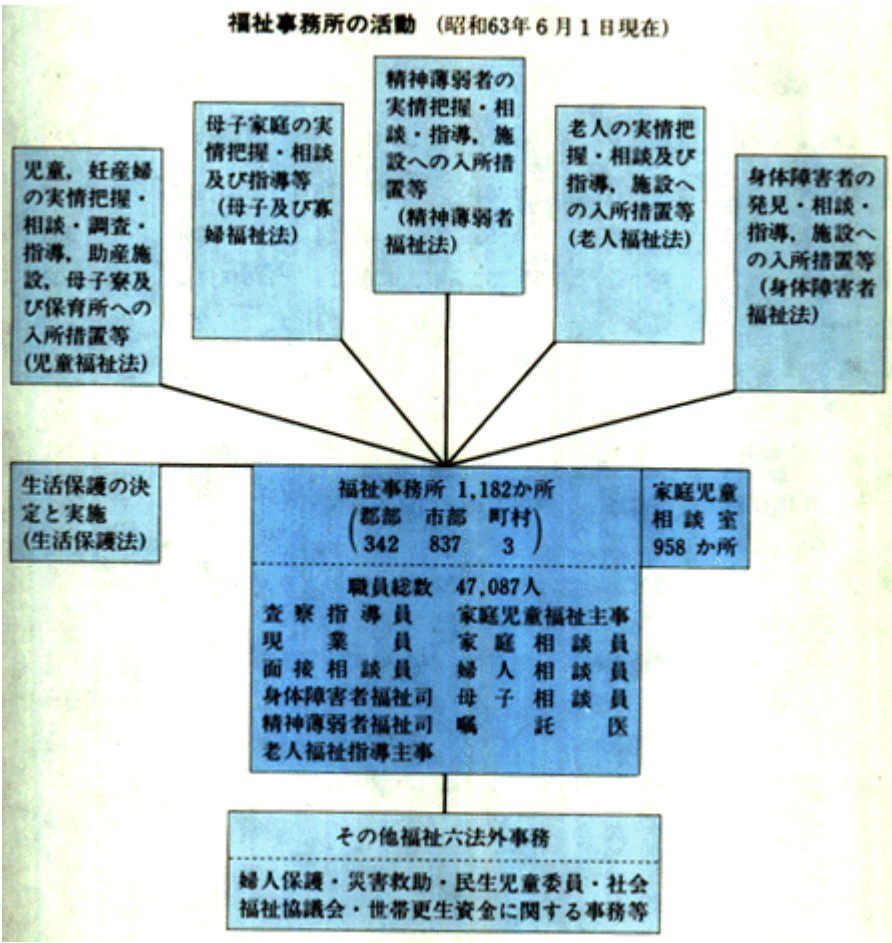
5 社会福祉の実施体制

(1) 福祉事務所

福祉事務所は、いわゆる福祉六法に定める援護、育成又は更生の措置に関する業務をはじめ・広く社会福祉全般にかかわる事務を行う第一線の総合的な社会福祉行政機関である。

社会福祉事業法により、都道府県、市及び特別区はその設置が義務付けられ、町村は任意設置とされている。

福祉事務所の活動



第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

V 社会福祉

5 社会福祉の実施体制

(2) 社会福祉施設

社会福祉施設とは、老人、児童、心身障害者等の社会生活を営む上で様々なハンディキャップを負っている人々を援護する目的で設置されている施設の総称である。

第V-5-1表 社会福祉施設の状況

第V-5-1表 社会福祉施設の状況（昭和63年10月1日現在）
（単位：か所、人）

	施設数	定員	在所者数	従事者数
総数	49,215	2,567,542	2,265,256	577,849
保護施設	352	22,085	21,678	6,204
老人福祉施設	5,170	230,201	225,115	103,343
うち特別養護老人ホーム	(1,995)	(145,128)	(143,496)	(71,248)
身体障害者更生援護施設	964	37,175	33,462	21,430
婦人保護施設	53	1,824	799	555
児童福祉施設	33,232	2,106,754	1,844,195	383,108
うち保育所	(22,776)	(2,009,774)	(1,767,275)	(306,105)
精神薄弱者援護施設	1,409	81,550	79,794	37,346
母子福祉施設	94	・	・	609
その他の社会福祉施設	7,941	87,953	60,213	25,254

(注) 1 .保護施設からは、医療保護施設（医療機関）の定員、在所者数、従事者数は除いている。
2 .児童福祉施設からは、助産施設、母子寮の定員、在所者数及び助産施設の従事者数は除いている。
3 .その他の社会福祉施設からは、無料低額診療施設の定員、在所者数、従事者数は除いている。また、その他の社会福祉施設には、へき地保育所を含んでいる。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉施設調査」

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

V 社会福祉

5 社会福祉の実施体制

(3) 民間社会福祉活動

1) 民生委員

民生委員は、地域住民の福祉向上のための相談、指導、調査等の自主的な活動や福祉事務所等の関係行政機関への協力活動を行う民間奉仕者である。民生委員は、豊かな人生経験と熱意を持った人々の中から、3年の任期で厚生大臣が委嘱することになっている。また、民生委員は児童委員をも兼ねている。

第V-5-2表 民生委員の活動状況

第V-5-2表 民生委員の活動状況			(昭和63年度)
調査・証明事務 関係件数	総数		21,399,994
	調査		3,870,824
	証明		1,191,722
	施設、団体、公的機関との連絡		4,148,496
	諸会合、行事への参加		5,528,624
	友愛訪問		6,660,328
相談指導 件数	総数		17,210,764
	家族の問題		1,272,837
	住居の問題		581,229
	健康の問題		4,892,589
	仕事の問題		712,738
	生活費の問題		1,628,341
	年金・保険の問題		719,342
	非行・養護		592,332
	生活環境の問題		1,157,996
	その他		5,653,360

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

2) 社会福祉協議会

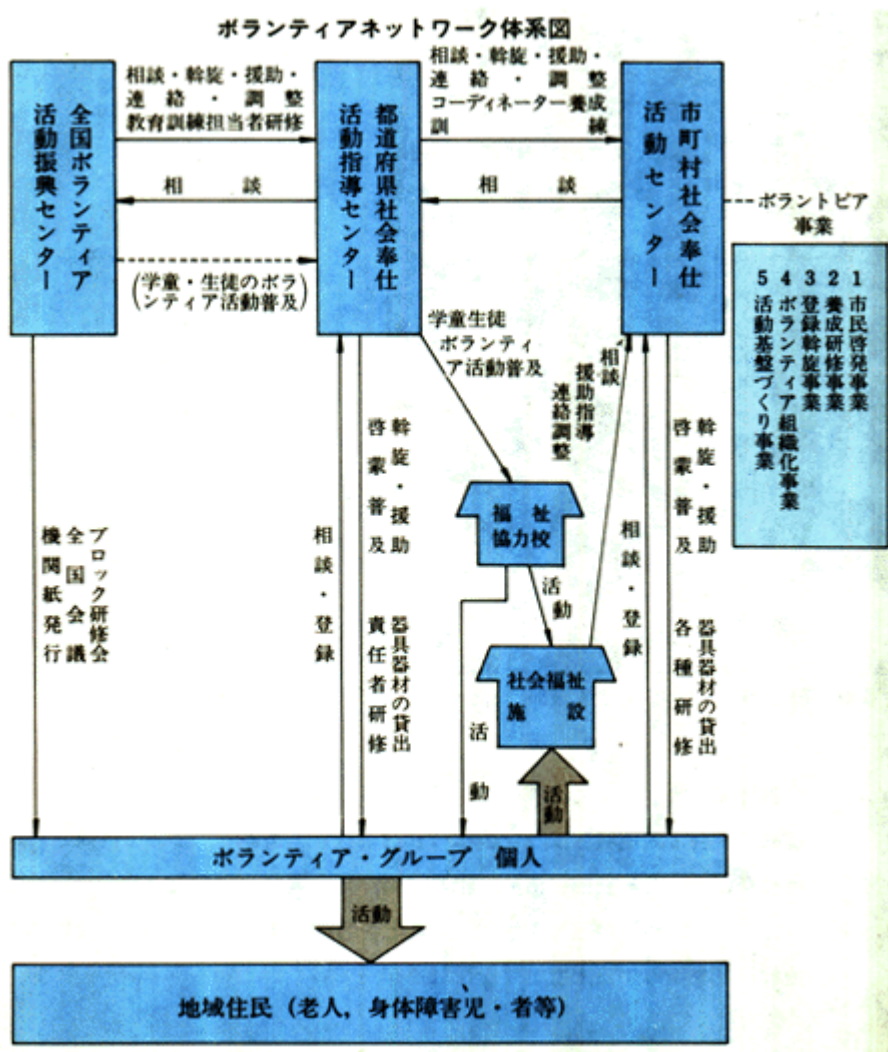
社会福祉協議会は、地域住民及び公私の社会福祉事業関係者によって構成され、その地域社会における社会福祉活動の相互連絡、総合調整や組織化、効率化を促進することによって、住民の福祉を増進することを目的とする民間の自主的な組織であり、地域福祉を指導する上で重要な役割を担っている。

3) ボランティア活動の振興

社会福祉の振興を図るためには、公的施策の充実とともに、社会連帯を基盤とし国民が自主的に参加する活動や地域社会における相互の協力関係が発展していくことが必要である。

厚生省では、地域社会における自主的なボランティア活動の基盤となる条件の整備を目的としたボラントピア事業や、学童・生徒が社会福祉への理解と関心を高め、社会奉仕、社会連帯の精神を養うことを目的とした福祉協力校制度に対する助成等を通じボランティア活動の振興を図っている。

ボランティアネットワーク体系図



第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

V 社会福祉

5 社会福祉の実施体制

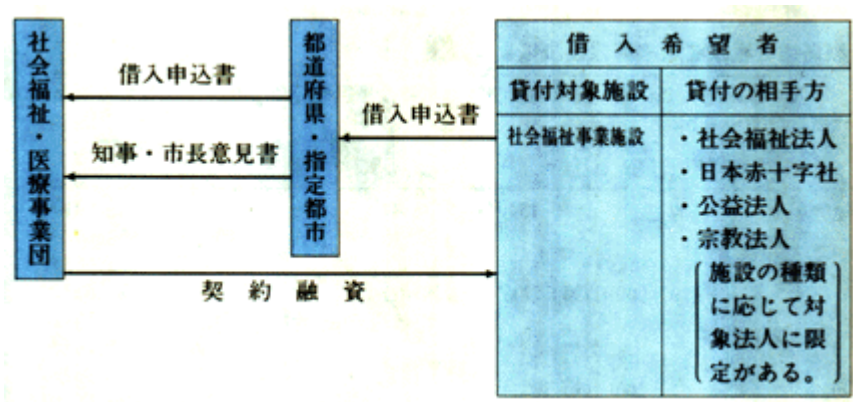
(4) 社会福祉・医療事業団(社会福祉関係)

社会福祉・医療事業団は、社会福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ることを目的として、昭和60年1月1日に社会福祉事業振興会と医療金融公庫を統合してできた特殊法人である。

1) 福祉貸付事業

社会福祉法人等に対する社会福祉施設の設置、整備又は、経営に必要な資金の長期・低利での貸付制度で、63年度の貸付件数は728件、貸付金額は410億円である。

福祉貸付事業



2) 退職手当共済事業

民間社会福祉施設の職員が退職した場合に、社会福祉施設職員退職手当共済法に基づき、退職手当金を支給する制度で、63年度の給付人員は21,932人、給付金額は184億円である。

3) 心身障害者扶養保険事業

道府県・指定都市で実施されている心身障害者扶養共済制度で、その地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を、事業団が各地方公共団体と保険契約を締結する保険事業であり63年度の年金給付人員は

13,726人,年金額は34億円である。

4) 在宅介護を振興するための事業

在宅介護事業の振興を図るため,昭和63年度補正予算において100億円の追加出資を行い・その運用益(平成元年度予算言質4億5千万円)をもって在宅介護者等に対する介護技術等の指導・情報提供,介護機器等のレンタルの普及と各種機器等の開発促進普及等の各種事業を実施している。
